

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想番号	b.支援措置実施番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府庁からの回答
長野市	長野ナノサイエンス産業都市構想	1193	1193020	030010	銀行が所有する店舗及び土地を他へ賃貸可能とする	中心市街地の遊休施設等(旧銀行)を、銀行機能がない場合でも、賃貸可能とする	現在銀行が所有している空き店舗(旧銀行)について、大学の講義室等としてフロアを活用する。都市工学の研究、社会及び市民開放型講義が実施可能になることにより、街と一体化した学術による新しい地域づくりが促進される。	中心市街地遊休施設(旧銀行ビル)を有効活用し、空洞化の抑止及び学術による新しい地域づくりを実施するため。		銀行は、銀行法第10条から第12条において、銀行本体で行うことのできる業務の範囲を規定しており、他の業務を行うことができない。事務ガイドライン1-7-4(2)において、銀行法第10条第2項その他の付随業務の範囲にあるかどうかの判断に当たっての要件を明確化している。	5		事務ガイドライン1-7-4(2)の注書きにおいて、業務の用に供されなくなった店舗について、賃貸を行わざるを得なくなった場合の要件を明確化している。「具体的事業内容の実施内容」において示された具体的事業の中で、銀行が行う店舗の賃貸業務が、この要件を満たしている場合には、銀行は、当該業務を行うことが可能である。				
福島県	ベンチャーランドふくしま	1197	1197070	030020	信用保証協会基本財産の取り崩し手続きの簡略化	信用保証協会の基本財産のうち基金準備金額の10%については、その取り崩しに当たって、県と信用保証協会との協議により実施できるよう変更する。また、剰余金の基本財産への繰入割合を50%から30%に引き下げる。	金融機関によるベンチャー企業をはじめとした中小企業融資に対する保証事業の実施。信用保証協会が積極的保証することにより、ベンチャー企業が融資を受けやすくなり、ベンチャー企業の資金繰りが向上する。	中小企業等への資金供給を円滑に実施するためには、融資に対する保証が円滑に実施されることが必要となるが、保証債務の代位弁済の増加などの要因から、信用保証協会の経営が悪化しており、保証に当たって保証要件の厳格適用等によりリスクの少ないものの保証が中心となるなど、積極的な保証に踏み込みづらい状況となっている。本提案の実施により信用保証協会の経営が安定し、積極的な保証承諾に繋がり、中小企業に円滑な資金供給が実施されることが期待されるため。		基本財産を取り崩す場合は、各協会の定款の規定に基づきその処理を行い、都道府県知事と財務局長との協議結果を踏まえ、金融庁監督局長及び中小企業庁長官に経営改善計画の策定に関する報告を行う。毎事業年度の収支差額の剰余金は、その10分の5の範囲内で、事業年度末における基本財産の2分の1相当額を限度として繰り入れる。		信用保証協会の基本財産は、業務遂行上の最終担保であることから、その充実に求められるものであり、信用保証協会が全国的に一定水準以上の信用保証サービスを安定的に継続して実施できるよう、基本財産の取り崩し等について全国的に最低限のルールを設けて、経営状況をチェックしているものである。したがって、本制度は、むしろ継続的な信用保証サービスの拡充に資するものであり、ベンチャー企業をはじめとした中小企業に対する信用保証についてもこれを阻害するものではない。なお、ベンチャー企業の支援については、別途、創業者に対する保証制度(新事業創出関連保証、創業関連保証等)により、保険料率の低率化、てん補率の引き上げなど、手当てがなされているところである。	要望内容を実現するにはどうすればいいか再度検討された。	3		政府としては、ベンチャー企業をはじめとした中小企業の振興を図るため、新事業創出関連保証等の特別の保証制度を創設したり、信用保証協会がこうした保証制度を積極的に推進できるよう予算措置を講じるなど、積極的に取り組んできたところである。一方で、信用保証協会によるベンチャー企業等への積極的な保証を促進するために、信用保証協会の剰余金の処理方法を変更するという提案については、こうした会計処理のルール変更が信用保証協会の財務上・業務運営上の規律を定めることにかんがみれば、適当でない。	
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211050	030030	中小企業再生支援協議会による支援企業の債務者としての取扱いの改善	中小企業再生支援協議会が策定支援した経営改善計画についても、産業再生機構が買収を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と原則として同様に扱うことにより、当該企業のその後の資金調達、事業展開を円滑化する。	中小企業再生支援協議会が策定支援した経営改善計画についても、産業再生機構が買収を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と原則として同様に扱うことにより、当該企業のその後の資金調達、事業展開を円滑化する。	産業再生機構が買収を決定した債権に係る債務者の事業再生計画について、計画に基づく金融支援が開始された場合は原則として要管理先でなくなるが、中小企業再生支援協議会が再生計画の策定を支援した企業については、このような取扱いがなされていない。		2		銀行は、銀行法に基づき、リスク管理債権の一種として貸出条件緩和と債権を開示しなければならない。事務ガイドライン1-12-3(2)において、再建に關する主体の如何にかかわらず、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和と債権に該当しない旨規定している。さらに産業再生機構が買収を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画は、実現可能性が高く抜本的なものである限り、上記の経営再建計画に該当する旨、明確化している。		金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)等の改訂(案)において、「中小企業再生支援協議会等が策定支援した事業再生計画についても、株式会社産業再生機構が買収を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と、原則として同様に扱う。」旨を記載し、現在、パブリックコメントに付しているところである。			
日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	1377	1377050	030040	新しい融資制度「産学連携融資」の創設	無担保・無保証人による融資のため、金融庁の「金融検査マニュアル」を緩和する	物的・人的担保の提供が困難な中小企業者にとって、無担保・無保証人融資は資金繰りの円滑化という視点から有効であるが、金融検査マニュアルに定められた「担保による調整」「保証等による調整」「債権の分類」等の基準から、慎重な審査にならざるを得ないが、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、中小企業者の事業資金が円滑に供給されるような金融検査マニュアルの緩和を行い、日立市の企業における産学連携による研究開発を促進する。	産学連携による研究開発を円滑に進展するためには、開発資金の円滑な調達を要し、これを実現できる新しい融資制度の創設が望まれる。		検査マニュアルは信用リスクの的確な把握のための基準を定めるものであり、また、特段の規制を課しているものではない。なお、現在、金融検査マニュアルにおいて、中小企業者向け定型ローン(無担保・無保証を問わない)について、延滞状態等による脆弱な基準により分類をできることを明確化しており、現在パブリックコメントを受けているところ。	5		検査マニュアルは信用リスクの的確な把握のための基準を定めるものであり、また、特段の規制を課しているものではない。なお、現在、金融検査マニュアルにおいて、中小企業者向け定型ローン(無担保・無保証を問わない)について、延滞状態等による脆弱な基準により分類をできることを明確化しており、現在パブリックコメントを受けているところ。				
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	3024	3024020	030050	横断的な支援のための行政ネットワーク作り	地域において創成プロジェクト・チームが具体的な実務検討を行った結果発生する行政上の問題点確認のために再生本部に窓口を設置して、関係府庁間の横断的協力を求める。	地域資本市場創成における行政上の実務的問題点を迅速に確認していくとともに、その問合せあわせ内容と結果を公表していくことで、結果として地域資本市場の基礎構築を早期に行うことが可能となる。	横断的な支援のための開かれた行政窓口の設置により、地域における具体的な実務検討のネットワーク化を加速できる。		現状においても、金融庁所管に関する問合せについては、適切に対応しているところ。	5		金融庁としては、金融庁所管事項に関する問合せがあれば、今後とも迅速かつ適切に対応していく。				
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	3024	3024050	030060	券面不発行への早期対応支援	再生本部が証券保管振替機構に対し、地方資本市場利用の住民向け地方債発行に限り、券面不発行への早期対応を要請する。	地域資本市場創成の基礎構築段階では、住民向け地方債で地域内資金循環の実例を作っていく必要があり、そのために券面不発行の対応を早期に行う(一般債については平成17年秋)ことで、発行者である地方公共団体や仲介者である金融機関のコストを低下させることが可能となる。	現状の住民向け地方債は、本券による現物債対応が必要である為、発行者・仲介者とのコストが通常の調達より多くなる。		一般債の振替債等の振替に関する法律が15年1月6日に施行となっており、既に国債及びCPIについてはペーパーレス化が実現済。地方債についても振替債の対象となっており、証券保管振替機構においてシステム構築作業中。	2		地方債システムについてのみ前倒しすることは物理的に困難だが、現在、証券保管振替機構において平成17年10月を目途に一般債システムを早期に構築すべく準備中。				
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	3024	3024070	030070	投資家教育プロジェクトとの連携	証券市場改革促進プログラムでは、国民の意識改革を促すために投資教育を政策として進捗することとなっているが、地域資本市場においても投資家教育により投資ニーズの掘り起こしが必要となる。そこで両プロジェクト間の連携が可能となるように再生本部に支援を要請する。	金融庁で政策推進する集約された投資教育のノウハウや資源が有効活用できるよう、また地域資本市場の立場から投資家教育に関与できるような関係団体や行政との連携体制を確立する。	基本的な有価証券への理解は地方債レベルでも必要であり、教育を通して住民の貯蓄から投資への移行を促進することを旨とする。		金融庁ホームページでの情報提供、各種パンフレットの配布、講演会等の実施、金融広報中央委員会の活動への協力等を行っている。平成15年度には、学校における金融に関する教育に関する教材の提供を行っている。本年1月31日には、教育関係者及び金融教育を推進しているNPO関係者等を対象とした「金融経済教育を考えるシンポジウム」を開催。	1		地域資本市場の育成についても、投資教育全般の推進が重要である。地域の要請に応じ、日本証券業協会地区協会及び地方証券取引所等に対しても協力を求めつつ、地域における投資知識普及に関する取組との連携を確保する。		1		本措置は、地域再生計画において、投資教育への積極的取組を行うこととしている地域について、当該計画が認定を受けた場合に実施するものである。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想番号	b. 支援措置実施番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府庁からの回答
㈱アイ・ビジネスセンター	地域経済活性化・中小企業のための貿易決済保証システム「アジア国際取引決済機構(AIBCS)」	3075	3075010	030080	・AIBCS設立にかかるシステム開発費用 ・アジア諸国との提携交渉 ・信用保証協会の信用保証 ・(必要に応じて)アジア政府へODAを使った決済保障援助。	1. アジア国際取引決済機構(AIBCS)設立にかかる開発費用負担。 2. アジア諸国政府との提携折衝。 3. 信用保証協会の信用保証 4. 政府レベルでの信用保証が困難なアジア政府に対する、ODAを使った、決済保障支援。	「アジア国際取引決済機構(AIBCS)」を営利団体として設立。出資元は国内外の銀行・損保・商社・信用調査会社等。アジア政府と提携し、相互に同決済機構を持つ。同システム構築は、行政支援の基に、e-アジアマーケットプレイス福岡(Nextride)の運営を行う、㈱アイ・ビジネスセンターが行う。	従来の国際取引決済では解決出来ていない、国際取引の際の資金負担、与信管理、代金回収リスクを日本政府及びアジア諸国政府が保証することにより、日本とアジアの中小企業間の直接取引を活性化し、地域産業の活性化、及び中小企業の再生と育成を目指す。	銀行法第4条 銀行業である為替取引は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ営むことができない。 出資法第2条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。	3		「為替取引」は隔地者間における資金授受の媒介という経済的に重要な行為であり、当該行為を行うものが十分な信用力をもつものでなければ為替取引の利用者は不安定な状況に置かれ、為替取引者保護の観点から適当ではないことから、銀行業の免許を受けていない会社に為替取引を行わせることは困難である。 出資法第2条は、一般大衆の財産の保護を図るため、他の法律に特別の規定のある者を除いて預り金を禁止するものであり、提案事項の内容が当該規制に抵触する行為である場合には、地域限定・全国を問わず当該規制を緩和することは困難である。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	3		銀行業の免許を受けていない者が為替取引を行うことを認めることは困難であるが、遠隔地に対する支払い方法として、例えば当該機構が国際取引に係る資金について立替払い(与信)を行うことが考えられる。なお、不特定の者に対し、当該サービスを提供する場合、当該機構は貸金業者としての登録を受けることが必要である。	
㈱東京リアルタイム	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	3084	3084010	030090	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	厚生労働省の労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正。 具体的には、第2 適用除外業務等 3 適用除外業務以外の業務に係る制限の2)を削除する。	コミュニティビジネスの事業体の会計・税務・社会保険関係事務などについて専門知識の面から支援するため、土業者をそれら事業体に派遣する。	コミュニティビジネスの定着・発展は地域活性化にとって重要。定着・発展のためには経営の効率化やスタッフの待遇改善がされなければならない。そのため土業者の支援が必要不可欠となる。資金の少ない事業者が土業者の支援を受けられるには、その派遣労働を認める必要があるため。	(特区第4次提案において検討)	7	(特区第4次提案において検討)						
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211030	030100	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	足利銀行の一時国有化による本県経済の停滞を防ぐためには、経営不振に陥っている企業を、迅速かつ集中的に、1社でも多く再生させる必要があることから、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、日本政策投資銀行をはじめとする政府系金融機関が相互に連携し、より効果的な支援が可能となるよう、これら関係機関によるネットワークを構築する。	経営不振に陥った企業を再生させていくことは、県内経済の活性化に不可欠な方策である。規模、業種等により企業再生の形態も様々であることから、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、日本政策投資銀行をはじめとする政府系金融機関が相互に緊密な連携を図り、それぞれの支援機能を最大限に発揮していただくことが重要である。そこで、各機関担当者による連絡調整組織の整備により、各種支援施策の実効性を確保するものである。	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、政府系金融機関が組織の壁を越えて相互に連携を図ることにより、県内企業に対する各種の再生支援の取組が迅速かつ効果的に実施されるようになる。	栃木県内の金融・経済の安定を目的として、関東財務局、関東経済産業局、県、商工団体、政府系金融機関など金融・経済に係る機関で構成する「栃木県金融・経済安定連絡協議会」が設置されている。 預金保険機構、整理回収機構及び産業再生機構の連携を図るため、「預金保険機構・整理回収機構・産業再生機構連絡会」が設置されている。 中小企業再生のサポートに関して関係機関との連携強化を図るため、預金保険機構、整理回収機構及び政府系金融機関等間で協議会が設置されている。	5		足利銀行においては、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の様々な方法を活用して、積極的に産業再生に取り組みものと考えている。この際、左記にあるような枠組みを活用しつつ、適切に対応した。栃木県において、県内企業に対する再生支援のため、産業再生機構等関係機関の連絡調整組織の整備を行う場合には、当局としても関係機関に参加を呼びかけるなどの協力をしてまいりたい。	提案者の要望は連絡調整組織の整備を求めるものであるが、それも実現可能であると考えていいか。	1	(運用)	栃木県から地域再生構想の提案を受け、栃木県内企業に対する再生支援を含む各種施策を集中して行うため、「栃木県金融・経済安定連絡協議会」に産業再生機構等が新たに参加することとしたところ。今後、地域再生計画の認定を踏まえ、関係機関から連携状況について定期的に報告を求めつつ、関係機関の連携を一層強化するよう適宜適切に働きかけを行うほか、当該地方公共団体からの要請等に応じ、企業再生業務に関する説明会に対し、同機構等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258030	030110	発行者が異なる前払式証券等の複数同時使用、又は、同証券等の価値の互換による物品・サービスの購入	小規模事業者を参入しやすくするために、届出・登録義務及び前払保証措置を緩和する。物品・サービス購入の利便性を高めるために、発行者が異なる前払式証券の互換を可能とする。前払式証券と前払式証券とは異なる販売促進割引ポイントなどの価値バリエーションとの互換を可能とする。	地域の街づくり運動した新たな商業の仕組みづくりに取り組む事業者グループ等と連携し、ICカードを媒体として、商品や役務の購入に対し一定のポイントを付与し、そのポイントをNPO活動やコミュニティ活動、ボランティア活動などの非営利活動と商取引などの営利活動をポイント交換という形態でシームレスにつなげていくことをねらいとし、地域のための財やサービスの交換・循環の新たな仕組みを確立させ、協働型社会において展開される新しい地域経済システムや商業の活性化に資する。	前払式証券の規制等に関する法律(プリカ法)では、不特定多数の利用者が発行者に対して信用を供与する、利用者に物品・役務を提供した者に後で発行者が支払う、仕組みとなっているが、この方法を小規模事業者が単独、若しくは、連携して利用できるようにすることで、利用者の購買意欲及び利便性を拡充する。	第6条 第三者発行型前払式証券(発行者以外の第三者に対しても使用することができる前払式証券)の発行の業務は登録を受けた法人でなければ行っていない。 第13条 基準日(3月末、9月末)においてその発行した前払式証券の未使用残高が1000万円を超える場合は、その基準日未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を、基準日の翌日から2月以内に供託しなければならない(法第13条第1項、政令第8条)。なお、金融機関等が発行保証金相当額の支払保証を行う契約の締結の届出をもって、供託に代えることができる(法第13条第2項、政令第9条)。	3 5 5		第6条の登録制度は、物品・サービス給付者以外の者が発行する第三者発行型前払式証券においては、多数の加盟店を擁する場合など万一不測の事態が生じればその損害は広範囲にわたるものと懸念されることから、前払式証券の購入者の保護等の観点から、適宜適切に監督できる体制を確保し、信用力等に問題のある者を排除するために必要な制度である。したがって、当該登録制度を緩和することは、地域限定・全国を問わず困難である。 同様に、法第13条の発行保証金の供託等の規制は、発行者に不測の事態が生じた場合に、前払式証券の購入者の利益を保護するためのものであり、当該規制を緩和することは、地域限定・全国を問わず困難である。 第6条の登録制度は、物品・サービス給付者に対して使用できる第三者発行型前払式証券について、複数の第三者型発行者(法6条の登録を受けて第三者発行型前払式証券を発行する法人)が発行することであれば、同法で禁止されていない。 第13条の発行保証金の供託等の規制は、発行者に不測の事態が生じた場合に、前払式証券の購入者の利益を保護するためのものであり、当該規制を緩和することは、地域限定・全国を問わず困難である。 第6条の登録制度は、物品・サービス給付者に対して使用できる第三者発行型前払式証券について、複数の第三者型発行者(法6条の登録を受けて第三者発行型前払式証券を発行する法人)が発行することであれば、同法で禁止されていない。 第13条の発行保証金の供託等の規制は、発行者に不測の事態が生じた場合に、前払式証券の購入者の利益を保護するためのものであり、当該規制を緩和することは、地域限定・全国を問わず困難である。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	3		第6条の登録制度は、物品・サービス給付者以外の者が発行する第三者発行型前払式証券においては、多数の加盟店を擁する場合など万一不測の事態が生じればその損害は広範囲にわたるものと懸念されることから、前払式証券の購入者の保護等の観点から、適宜適切に監督できる体制を確保し、信用力等に問題のある者を排除するために必要な制度である。したがって、当該登録制度を緩和することは、地域限定・全国を問わず困難である。 同様に、法第13条の発行保証金の供託等の規制は、発行者に不測の事態が生じた場合に、前払式証券の購入者の利益を保護するためのものであり、当該規制を緩和することは、地域限定・全国を問わず困難である。 第6条の登録制度は、物品・サービス給付者に対して使用できる第三者発行型前払式証券について、複数の第三者型発行者(法6条の登録を受けて第三者発行型前払式証券を発行する法人)が発行することであれば、同法で禁止されていない。 第13条の発行保証金の供託等の規制は、発行者に不測の事態が生じた場合に、前払式証券の購入者の利益を保護するためのものであり、当該規制を緩和することは、地域限定・全国を問わず困難である。	
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258040	030120	銀行以外の発行者となる場合で、前払式証券等を使わなかった前払式証券等を同発行者が換金するサービス	前払式証券や電子マネー等の仕組みを使って、NPOやボランティア団体へ寄附する場合、その寄附を換金することを可能とする。	地域の街づくり運動した新たな商業の仕組みづくりに取り組む事業者グループ等と連携し、ICカードを媒体として、商品や役務の購入に対し一定のポイントを付与し、そのポイントをNPO活動やコミュニティ活動、ボランティア活動などの非営利活動と商取引などの営利活動をポイント交換という形態でシームレスにつなげていくことをねらいとし、地域のための財やサービスの交換・循環の新たな仕組みを確立させ、協働型社会において展開される新しい地域経済システムや商業の活性化に資する。	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)では、銀行その他の法律で認められている者を除いて、何人も業として「預り金」を受け入れることを禁止しているが、前払式証券や電子マネー等で寄付された財を換金し、非営利活動を支援する手法を形成することで、地域のNPO活動やコミュニティ活動、ボランティア活動などを活性化させる。	出資法第2条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。	3		「電子マネー」の仕組みや定義を含め、提案事項の内容が定かでないが、発行者が一般的な換金に応じよう前払式証券の発行は、預金類似の行為として出資法第2条(預り金の禁止)違反となり、当該規制に抵触する行為である場合には、地域限定・全国を問わず当該規制を緩和することは困難である。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	3		出資法の趣旨から、前払式証券の規制等に関する法律に規定する前払式証券に、一般的な換金性を付与することに問題があると考えられる。ただし、やむをえない理由により本来の目的に利用できない場合には、約款等で合理的な基準を示した上で換金に応じることが直ちに換金法違反となるものではない。なお、どのような場合に換金が認められるかについては、前払式証券は、その用途、機能が様々であることから、各々の特性を踏まえ具体的な事例に則して検討する。	
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	030130	国合同庁舎建設のための省庁間の調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各府庁間の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭域化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭域化が課題となっている。	-	6		金融庁には地方機関等がない。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想番号	b.支援措置提案事項番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066030	030140	牛突きを題材とした地域通貨の導入	牛突きを題材とした地域通貨の導入する。	牛突きを題材とした地域通貨を発行し、隠岐島後での地域産物の購入やボランティア活動での使用ができることとする。	牛突きをイメージアップと、地域経済の活性化を促進し、コミュニティ意思の向上を図る。	出資法第2条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。 前払式証券の規制等に関する法律 前払式証券の発行者に対して登録その他の必要な規制を行い、その発行者等の業務の適正な運営を確保することにより、前払式証券の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証券に係る信用の維持に資することを目的とする。	3		提案事項の内容が金融庁の所管するとの法令にどのように関連しているか定かでないが、発行者が一般的な換金に応じることとなる前払式証券の発行は、預金類似の行為として出資法第2条(預り金の禁止)違反となり、当該規制に抵触する行為である場合には、地域限定・全国を問わず当該規制を緩和することは困難である。 なお、提案の「地域通貨」が前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項に規定する前払式証券に該当する場合には、同法の規制対象となる。	要望を実現するにはどうすればいいかが再度検討されたい。	3		前払式証券の換金について 出資法の趣旨から、前払式証券の規制等に関する法律に規定する前払式証券に、一般的な換金性を付与することには問題があると考えられる。ただし、やむをえない理由により本来の目的に利用できない場合には、約款等で合理的基準を示した上で換金に応じることが直に出資法違反となるものではない。なお、どのような場合に換金が認められるかについては、前払式証券は、その用途、機能が様々であることから、各々の特性を踏まえ具体的な事例に則して検討する。 適用除外について 金銭があらかじめ支払われ、購入者が発行者に対して信用供与を行っている前払性の証券でなければ、前払式証券の規制等に関する法律で規制対象とする前払式証券には該当しない。 また、前払式証券の規制等に関する法律に規定する前払式証券のうち、地方公共団体等が発行するもの、使用期間が発行の日から6月以内のもの、などは同法の適用除外となっている(法第2条第1項、第3条)。	
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079010	030150	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中国や韓国をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出して外国人事業者にとって、日本で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑で分かりにくく、具体的に進出を検討する際の障害となっている。そのため、地方における対内投資の促進にはこのような総合案内窓口機能が必要である。	(内閣府において検討) 「対日直接投資総合案内窓口」に接した。我が国への直接投資に関する各種問い合わせ(主にメール)に対し、情報提供等を行っている。	5		(内閣府において検討) 各都道府県に設置している「対日直接投資総合案内窓口」は民間事業者だけでなく、各都道府県又は関係機関からの照会も受け付けており、既に地方自治体からの問合せ等に対応している。今後、現行制度において地方自治体から利用しづらい点があるのであれば、必要に応じ、関係省庁の地方支分部局にも同様の窓口を設置することも含めて検討していくこととしたい。	提案者は、対日直接投資総合案内窓口の地方における設置を要望しており、これについて検討し回答されたい。	5		平成15年5月に、各都道府県及びJETROに設置した対日直接投資総合案内窓口において、既に民間事業者だけでなく各地方公共団体及び関係機関等からの照会も受け付けており、地方公共団体からの問い合わせ等にも対応している。今後、現行制度において地方自治体から利用しづらい点があるのであれば、必要に応じ、関係省庁の地方支分部局にも同様の窓口を設置することも含めて検討していくこととしたい。	
月舘町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	030160	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用を図り、その使用に当たっての規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使えることを市区町村や住民にPRする。その使い方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理上問題ないよう、義務も負ってもらっては当然である。申告許可制でなく、届出制で。	おそらく、現状は「私的」なものには使用させないであろうし、申請主義で、その内容も「あれ出せ、これを添付しろ、期間がどうの、内容が」とか事細かでも、結局なんやかや「使用させない」方向に持っていこうとしているのでは、役所は問題がないほうが楽だから、地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要。住民活動支援、性善説で。	-	6		地方において、金融庁が管理している機関・施設等はない。					
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	030170	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一する方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。	合併後の新市の一体性の強化や住民の利便性の向上を図るため、これらの管轄区域を同一にすることが必要である。	-	6		財務局の組織については、財務省で所管しているため、金融庁は本件に関して担当省庁ではない。					
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	3024	3024080	030180	自主的な市場ルール策定への協力	地域資本市場創成プロジェクト・チームが市場ルール(参加条件、取引ルール、開示ルール及び情報の取扱いなど)を策定していくために、再生本部が関係団体等に支援を要請する。	地域資本市場の基礎構築の為に、利用者の信頼に足る市場ルールの策定が必要だが、例えば取引ルールに関する自主規制機能を持つために、証券業協会への協力要請を行う。また情報の取り扱いについても、個人情報保護やインサイダー情報管理などのルール策定のために必要な情報等について、再生本部が関係団体への支援要請を行うことにより、地域資本市場創成プロジェクト・チームによる早期の自主的な市場ルール確立が可能となる。	地域住民に信頼される自主的な市場ルールの早期確立が市場創成の基礎構築段階では重要なポイントとなる。	現状、日本証券業協会による自主規制、証券取引法等によるインサイダー取引規制などのルールは既に整備されている。	5		金融庁としては、金融庁所管事項に関する問合せがあれば、今後とも迅速かつ適切に対応していく。					
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	3024	3024090	030190	市場管理に関する支援体制	地域資本市場の管理については、地域における自主的な組織によってなされるが、投資家保護の特組みは重要であり、その堅守のための証券取引等監視委員会等の取引管理に関する支援体制の確立を再生本部が要請する。	地域資本市場を育成していくには、市場利用者の中心となる地域住民の信頼を早期に得て、維持していく努力が必要であるが、その為の市場管理は地域における自主的な運営組織が行っていく。その運営組織がより投資家保護等を徹底する為に、SESC等に対する事前確認制度等の支援体制の確立が必要である。	不当な行為を早期に的確に排除し、不明な取引行為を是正していくことは、地域における参加者の信頼を得ていくために必須であり、その為のSESC等の支援体制は必要である。	現状、投資家保護の特組み及びその堅守のための証券取引等監視委員会における取引管理制度は確立されている。	5		金融庁としては、金融庁所管事項に関する問合せがあれば、今後とも迅速かつ適切に対応していく。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想番号	b.支援措置実施番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府庁からの回答
財団法人本庄国際サテライトパーク研究推進機構/学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた「自律・循環」の地域づくり	3043	3043090	030200	地域通貨による環境価値創出実証実験の円滑運営に資する体制整備	【地域通貨】 地域通貨による環境価値創出実証実験の円滑運営に資する体制整備 生活密着型環境新技術の社会システムへの定着を証実実験するための価値体系の創出。 市民レベルでの地域通貨による二酸化炭素排出権取引を念頭に置いた、循環財(エネルギー)循環ネットワークの実証実験とコミュニティ・ビジネスの育成環境の醸成。	本構想では上記の研究の社会実証実験を前提とし、環境に配慮する様々な価値の取引を想定し、これを一般通貨経済からブロックする形の新たな価値体系として「地域環境通貨」を提案する。 地域通貨の流通圏を想定している本地域と、取引の対象である循環財の流通する圏域の一致が期待できるもの。例えば、域内で完結する流通の完結すべき一般廃棄物、あるいはこれを利用して地域でのリサイクルの取り組み(バイオマス)、これらのエネルギーを使った域内の交通、域内の自動車に限ったE10の試行実験、さらに試験的に作られた生ゴミ堆肥による有機野菜の地産地消を対象とする。これらの生活密着型環境新技術が社会に定着することを意図する。社会実証実験において別な価値体系を意図することは有意義であり、かこれらを活用したコミュニティ・ビジネスを育成する際、市場獲得に優位であると考えられる。 研究的な要素としては、これらの行為が実経済活動との比較で、排出権取引としてどの程度の価値を有するかを定量的に検証し、その循環財の流通圏の適正規模の検証と流通の活性を観る。	地域通貨の導入メリットは、一般国民通貨と一線を画し、各地域で保護を意図する価値圏に新たな価値を定義する事が出来る。地域通貨は日本ではエコマネーともよばれ、福祉・環境ボランティア活動へ波及し様々な実験が始まっているが、実経済にも影響を及ぼすほどの地域通貨流通は創出されていない。 本構想では地域通貨を、将来的には市民レベルでの二酸化炭素排出権取引に相当するような取引を想定し、地域内で活動するコミュニティ・ビジネス的な要素の活動に積極的に取り込み、新技術が社会に定着する際の課題を証実することにも、こうした技術利用のための「エコユーザー」の動付けとする。	出資法第2条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。 前払式証券の規制等に関する法律 前払式証券の発行者に対して登録その他の必要な規制を行い、その発行等の業務の適正な運営を確保することにより、前払式証券の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証券に係る信用の維持に資することを目的とする。	3	提案事項の内容が金融庁の所管するどの法令にどのように関連しているか定かでないが、発行者が一般的な換金に応じよう前払式証券の発行は、預金類似の行為として出資法第2条(預り金の禁止)違反となり、当該規制に抵触する行為である場合には、地域限定・全国を問わず当該規制を緩和することが困難である。 なお、提案の「地域通貨」が前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項に規定する前払式証券に該当する場合には、同法の規制対象となる。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	3	前払式証券の換金について 出資法の趣旨から、前払式証券の規制等に関する法律に規定する前払式証券に、一般的な換金性を付与することに問題があると考える。ただし、やむをえない理由により本来の目的に利用できない場合には、約款等で合理的基準を定めた上で換金に応じることが直ちに換金法違反となるものではない。なお、どのような場合に換金が認められるかについては、前払式証券は、その用途、機能が様々であることから、各々の特性を踏まえ具体的な事例に則して検討する。 適用除外について 金銭があらかじめ支払われ、購入者が発行者に対して信用供与を行っている前払性の証券でなければ、前払式証券の規制等に関する法律で規制対象とする前払式証券には該当しない。 また、前払式証券の規制等に関する法律に規定する前払式証券のうち、地方公共団体等が発行するもの、使用期間が発行の日から6月以内のもの、などは同法の適用除外となっている(法第2条第1項、第3条)。			
特定非営利活動法人やまし県民政策ネットワーク	環境と産業の共生による地域再生	3040	3040010	030210	1.遊休資源流動化 2.バイオマスの利用機会拡大 3.都市農山村交流促進 4.事業・予算の集中 5.産業育成資金支援制度	1.地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための遊休資源流動化促進制度を創設する。 2.公有林の民間管理委託 3.増潤け農地の規制緩和 4.地方公共団体の農地取得の要件緩和 5.発電事業を行うにあたっての電気事業法の緩和 6.木造建築物の規制緩和 7.都市農山村交流事業の拠点として、遊休公共施設の利用機会の拡大 8.市民農園開設者の民間への拡大 9.都市農山村交流事業をおこなう際の旅行業法上の規制緩和・撤廃 10.森林整備補助金の収集輸送費用への拡大使用緩和措置 11.緑の雇用、緊急雇用対策事業のバイオマス事業への集中 12.RPS法の電力最低買い取り要件の緩和 13.産官学民混合バイオマス産業育成機関の設置 14.バイオマス産業育成金融機関の設置要件緩和	1.高齢化や不在地主等の原因で放置されている民有林や遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。(添付資料参照)これにより、放置森林や遊休耕地の流動化が促進され、バイオマス資源として有効に活用される。2.公有林の管理をNPO、株式会社等民間に委託し、そこで得られる本額バイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。3.不動産関係等で取得した農地が増潤化しているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農山村交流等地域活性化に目的に使用する際には、その転用申請の際の規制を緩和する。これによって、増潤け農地の流動化を促進させる。4.増潤け農地や短期放棄農地等、荒廃が顕著に陥り込んでしまった農地等に関して、農地の存在する市町村の農地取得の緩和、これによって農地の流動化を促進させる。5.発電事業の実施における届け出や能力規制等の規制緩和、これにより地域資源に適した規模における発電事業が実施される。6.地味木材の利用を促進させるための木造建築物の規制緩和。7.都市農山村交流活動を促進するための木造建築物の規制緩和。8.市民農園開設者の民間への拡大。9.都市農山村交流事業をおこなう際の旅行業法上の規制緩和・撤廃。10.森林整備補助金の収集輸送費用への拡大使用緩和措置。11.緑の雇用、緊急雇用対策事業のバイオマス事業への集中。12.RPS法の電力最低買い取り要件の緩和。13.産官学民混合バイオマス産業育成機関の設置。14.バイオマス産業育成金融機関の設置要件緩和。	地域にはバイオマス資源が山林、農地等豊富にあるが、それが流動化されていないという課題がある。すなわち、耕作管理や山林管理を放棄したままとなっている状況にある。これらは地域の後継者が活用すればよいのだが、農山村部の高齢化や、また地主の不在、不動産関係等開行の破綻等によって、地域でははば活用していくことが難しくなっているのが現状である。そこで、この流動化促進制度を創設し、放置森林や遊休耕地の流動化を促し、これを積極的に活用したINPOや民間企業が地域外からも広く公募しながら、活用していく仕組みが必要なのである。そのため農地取得に際しては、現在都道府県においては公共目的の使用において農地の取得が農地法第3条の許可なく取得できるが、市町村の場合はこれが必要となる。このあたりの規制緩和も必要である。またこの流動化を進めるのと同時に、薄く広く分布するバイオマス資源を産業として成立できるコストで収集輸送して行く仕組みが一方で必要となる。これを森林整備補助金の柔軟な運用や緊急雇用対策事業として行っていく緑の雇用の労働力をバイオマス産業に集中させる等を行うことにより、そのコスト低減をはかる仕組みをつくる。例えば今、現在、間伐を積極的に進める目的で森林整備補助金が広く活用されているが、多くは間伐作業のみがその対象となるため、採採された材の多く、約87%(山梨県実態)は山林に設置されたままという状況である。そこでこの補助金の運用において、収集輸送の運用に関しては柔軟に対応できるように緩和することが必要となる。それによって、材の有効利用、バイオマスの有効利用につながる。またこの事業のサークルの出口としての電力や他の買取りの仕組みを準備することも必要となる。これに際しては、RPS法において電力会社の買取り価格や基準が、柔軟に運用されるように緩和されることが必要である。また、このバイオマス産業を運営的、さらに社会的に育成していく手段として都市農山村交流事業の活用があげられる。すなわち、森林ボランティアや環境ボランティア等の活用である。しかし、これを行うにあたってネットワークとなるのが、その交流の拠点の確保である。新たに交流拠点を作る	信用協同組合の最低出資金 信用協同組合の出資の総額にあっては1千万円を下回ってはならないと法定 出資法第2条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない 地域産業振興銀行の設立要件緩和 銀行における最低資本金の額は20億円と法定	3	信用組合の出資金は協同組織による金融機関としての信用の基礎であり、預金者に対する最終担保であることから、現在の最低出資金の額を引き下げることが預金者保護等の観点から措置困難 出資法第2条は、一般大衆の財産の保護を図るため、他の法律に特別の規定のある者を除いて預り金を禁止するものである。地域限定・全国を問わず措置困難である。 なお、銀行は銀行法、信用組合は中小企業等協同組合法に基づき、他の法律に特別の規定のある者として預り金をすることができる。 信用組合の資本金は事業会社の資本金とは異なり、外部負債である預金等に対する最終的な担保としての性格等を兼ね備えていることから、現在の資本金規制を引き下げることが預金者保護等の観点から措置困難	3	銀行や信用組合の資本金や出資金に係る規制は預金者保護等の観点から設けられているものであるため、バイオマス産業育成金融機関が預金等の受入れや為替取引を業務とせず、専ら融資のみを行うのであれば、銀行法等による規制ではなく(貸金業法)に基づき(貸金業者としての規制を受けることになる)ことから、一定の財産的要件(法人であれば純資産額は500万円以上、個人であれば300万円以上)を満たした上で国等に登録することによって業務を行うことができる。				
特定非営利活動法人えがなつなげ	環境と産業の共生による地域再生	3041	3041010	030220	1.遊休資源流動化 2.バイオマスの利用機会拡大 3.都市農山村交流促進 4.事業・予算の集中 5.産業育成資金支援制度	1.地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための遊休資源流動化促進制度を創設する。 2.公有林の民間管理委託 3.増潤け農地の規制緩和 4.地方公共団体の農地取得の要件緩和 5.発電事業を行うにあたっての電気事業法の緩和 6.木造建築物の規制緩和 7.都市農山村交流事業の拠点として、遊休公共施設の利用機会の拡大 8.市民農園開設者の民間への拡大 9.都市農山村交流事業をおこなう際の旅行業法上の規制緩和・撤廃 10.森林整備補助金の収集輸送費用への拡大使用緩和措置 11.緑の雇用、緊急雇用対策事業のバイオマス事業への集中 12.RPS法の電力最低買い取り要件の緩和 13.産官学民混合バイオマス産業育成機関の設置 14.バイオマス産業育成金融機関の設置要件緩和	1.高齢化や不在地主等の原因で放置されている民有林や遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。(添付資料参照)これにより、放置森林や遊休耕地の流動化が促進され、バイオマス資源として有効に活用される。2.公有林の管理をNPO、株式会社等民間に委託し、そこで得られる本額バイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。3.不動産関係等で取得した農地が増潤化しているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農山村交流等地域活性化に目的に使用する際には、その転用申請の際の規制を緩和する。これによって、増潤け農地の流動化を促進させる。4.増潤け農地や短期放棄農地等、荒廃が顕著に陥り込んでしまった農地等に関して、農地の存在する市町村の農地取得の緩和、これによって農地の流動化を促進させる。5.発電事業の実施における届け出や能力規制等の規制緩和、これにより地域資源に適した規模における発電事業が実施される。6.地味木材の利用を促進させるための木造建築物の規制緩和。7.都市農山村交流活動を促進するための木造建築物の規制緩和。8.市民農園開設者の民間への拡大。9.都市農山村交流事業をおこなう際の旅行業法上の規制緩和・撤廃。10.森林整備補助金の収集輸送費用への拡大使用緩和措置。11.緑の雇用、緊急雇用対策事業のバイオマス事業への集中。12.RPS法の電力最低買い取り要件の緩和。13.産官学民混合バイオマス産業育成機関の設置。14.バイオマス産業育成金融機関の設置要件緩和。	地域にはバイオマス資源が山林、農地等豊富にあるが、それが流動化されていないという課題がある。すなわち、耕作管理や山林管理を放棄したままとなっている状況にある。これらは地域の後継者が活用すればよいのだが、農山村部の高齢化や、また地主の不在、不動産関係等開行の破綻等によって、地域でははば活用していくことが難しくなっているのが現状である。そこで、この流動化促進制度を創設し、放置森林や遊休耕地の流動化を促し、これを積極的に活用したINPOや民間企業が地域外からも広く公募しながら、活用していく仕組みが必要なのである。そのため農地取得に際しては、現在都道府県においては公共目的の使用において農地の取得が農地法第3条の許可なく取得できるが、市町村の場合はこれが必要となる。このあたりの規制緩和も必要である。またこの流動化を進めるのと同時に、薄く広く分布するバイオマス資源を産業として成立できるコストで収集輸送して行く仕組みが一方で必要となる。これを森林整備補助金の柔軟な運用や緊急雇用対策事業として行っていく緑の雇用の労働力をバイオマス産業に集中させる等を行うことにより、そのコスト低減をはかる仕組みをつくる。例えば今、現在、間伐を積極的に進める目的で森林整備補助金が広く活用されているが、多くは間伐作業のみがその対象となるため、採採された材の多く、約87%(山梨県実態)は山林に設置されたままという状況である。そこでこの補助金の運用において、収集輸送の運用に関しては柔軟に対応できるように緩和することが必要となる。それによって、材の有効利用、バイオマスの有効利用につながる。またこの事業のサークルの出口としての電力や他の買取りの仕組みを準備することも必要となる。これに際しては、RPS法において電力会社の買取り価格や基準が、柔軟に運用されるように緩和されることが必要である。また、このバイオマス産業を運営的、さらに社会的に育成していく手段として都市農山村交流事業の活用があげられる。すなわち、森林ボランティアや環境ボランティア等の活用である。しかし、これを行うにあたってネットワークとなるのが、その交流の拠点の確保である。新たに交流拠点を作る	信用協同組合の最低出資金 信用協同組合の出資の総額にあっては1千万円を下回ってはならないと法定 出資法第2条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない 地域産業振興銀行の設立要件緩和 銀行における最低資本金の額は20億円と法定	3	信用組合の出資金は協同組織による金融機関としての信用の基礎であり、預金者に対する最終担保であることから、現在の最低出資金の額を引き下げることが預金者保護等の観点から措置困難 出資法第2条は、一般大衆の財産の保護を図るため、他の法律に特別の規定のある者を除いて預り金を禁止するものである。地域限定・全国を問わず措置困難である。 なお、銀行は銀行法、信用組合は中小企業等協同組合法に基づき、他の法律に特別の規定のある者として預り金をすることができる。 信用組合の資本金は事業会社の資本金とは異なり、外部負債である預金等に対する最終的な担保としての性格等を兼ね備えていることから、現在の資本金規制を引き下げることが預金者保護等の観点から措置困難	3	銀行や信用組合の資本金や出資金に係る規制は預金者保護等の観点から設けられているものであるため、バイオマス産業育成金融機関が預金等の受入れや為替取引を業務とせず、専ら融資のみを行うのであれば、銀行法等による規制ではなく(貸金業法)に基づき(貸金業者としての規制を受けることになる)ことから、一定の財産的要件(法人であれば純資産額は500万円以上、個人であれば300万円以上)を満たした上で国等に登録することによって業務を行うことができる。				
株式会社リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	030230	民間委託先を株式会社等とする事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札、ポータルサイトによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため	会計法は、競争により委託先を決定する入札、ポータルサイトによるコンペティションを付していない。	6	国の政府調達に係る法規(会計法等)の問題であり、当庁は所管ではない。						



15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想番号	b. 支援措置実施事業番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都府県からの回答
菊池市	いつてみたい農山村・やってみたい農林業	2128	2128030	030290	金融機関(非農林系)による経営ノウハウ、事業資金の円滑な提供	<p>施策の利便性の向上：地域再生構想の実現に向けて事業する主体(個人、法人)を対象に、金融機関による経営ノウハウの提供、事業主体の能力と事業内容により国又は金融機関が債務を保証し低利の資金調達が可能となる施策を地域を限定して行われない。</p>	<p>地域再生構想の実現に向け事業を行う農業法人及び新規に就農した個人は、金融機関からの情報や資金を個人の能力に応じて円滑に受けることで、独自の目標に向けて、これまで培った技術、ノウハウと自然(農山村)の生かした様々なサービスや物を提供することが容易となる。特に農業法人は、生産活動だけでなく、加工、販売をはじめ様々な事業を行う機能を有しているが、融資を受ける際、債務保証を経営者個人に負う仕組みがあることが、新たな事業に挑戦する上で大きな障害となっている。この障害を個人の能力と事業内容によって軽減されれば、新たな事業にチャレンジする個人、法人が多く生まれ、また、失敗しても再度挑戦できる環境ができることが、多様な農業経営体の育成、様々なサービス提供の原動力となる。</p>	<p>この提案のねらいは、農外からやる気のある多様な人材をより多く確保、支援し、その個人の力を最大限生かすことである。農山村に多様な農業経営体を育成し、農山村で様々なサービスを提供するためには、その主体に対する円滑な情報と資金の提供が必要不可欠である。特に優れた人材、魅力ある事業計画に対する融資が個人のリスクをある程度軽減した形で円滑に行われないことは、地域再生に向けた原動力である新たな事業が生まれにくくなり、構想の実現に向け大きな障害となる。</p>					提案内容から貴庁が担当と思われるので、検討し回答されたい。	5, 6		<p>金融庁では、中小・地域金融機関について、営農者を含む中小企業の再生と地域経済の活性化に向けた取組みを、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき進めているところ。なお、現行法上、民間金融機関については、与信に関し、業種による制限は設けられておらず、農業法人や新規に就農した個人に対する融資等は現在でも可能。また、取引先に対するコンサルティング業務を行うことについても業種による制限は設けられていない。</p> <p>本提案の内容が、「国又は金融機関が債務を保証し低利の資金調達が可能となる施策」を地域限定で実施することであること、また、民間金融機関の農業に関するノウハウの蓄積が必ずしも十分でないことを踏まえ、本件については、基本的には農林系の政府系金融機関等による政策金融分野(低利融資、債務保証等)で対応が図られるべきと考えられる。</p>	